

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆第18号の内容

- 1 農地中間管理機構の活用について
- 2 平成28年度農地中間管理事業関連予算について
- 3 農地中間管理事業審査会(1月)について
- 4 県内での取組事例紹介(14)

あなたの「農地」明日につなげます。

「農地を守りたい」とお考えのあなたに、

私たち「農地中間管理機構」は、あなたに、

あなたのために「農地」を守り、

しっかりと農地を継承し、

「農地」が未来に引き継がれるよう、

取り組んでいます。

あなたも「農地」を守り、

1 農地中間管理機構の活用について

美しい日の出とともに、「農政新時代」元年の幕が上がりました。農地中間管理事業は3年目の春を迎え、市町村、農協をはじめ関係者の皆様方におかれましては、新たな気持ちで事業推進に取り組んでおられることとお喜び申し上げます。

さて、去年は夏場以降の天候不順により本県水稻の作況指数が全国唯一「93」の不良となったのを始め、園芸作物にも大きな影響が出ているところです。地球環境の変化を実感せざるを得ない年でもありました。

農地中間管理事業につきましては、昨年7月から借受希望者の通年公募を実施したことや28年度からの制度変更を見越した前倒し申請により、権利設定面積は1月末日現在で1,850haとなりました。年度末には2,000haを期待しているところですが、目標の3,000haには残念ながら届きそうもありません。それでも、26年度の374haに比較すると大幅な増加であります。これは、市町村の担当者を中心とした市町村推進チームの方々の休日返上、昼夜を分かたぬ御奮闘、御努力の賜であり、誠に頭の下がる思いです。改めて感謝と御礼を申し上げます。

また、機構が派遣している地域駐在員も地域の隅々にまで足を伸ばし、説明会等に奔走しています。しかしながら、事業の周知と関係機関の体制整備はまだ十分とは言えず、膨大な作業量とマンパワーとの不均衡を見せつけられた思いです。明らかになった課題と今後の推進体制、予算の適切かつ有効な活用など、懸案は尽きません。

今後、農業・農村の高齢化と担い手不足は否応なく進行し、TPP大筋合意による我が国農業への影響の不透明さも加わり、不安は大きくなるばかりですが、座して本県農業の凋落を待つわけにはいきません。県は攻めの農業を展開する新たな対策として6次産業化や輸出などにも一層力を入れることとしており、低コストで効率的、高付加価値な農産物の生産体制を構築するためにも農地を集積・集約する農地中間管理事業に取り組むことが必要です。

機構は本年も先頭に立って事業を推進する所存です。どうか関係者の皆様方の絶大なる御支援・御協力をお願い申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

公益社団法人宮崎県農業振興公社 常務理事 土屋 秀二

2 平成28年度農地中間管理事業関連予算について

平成28年度予算の概算決定額は、農地中間管理機構による農地集積・集約化に関する予算として81億円(対前年比△57%)、このうち、機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要な事業費及び事業推進費として13.1億円(対前年比△82%)。まとまった農地を貸し付けた地域、機構に農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対する協力金交付事業として46億円(対前年比△49%)となっております。いずれも大幅な予算減ではありますが、不足する分は各都道府県の基金から充当することとなっております。

また、平成28年度からは機構集積協力金の交付要件が変更となることになっております。18日に九州農政局で開催された平成28年度予算・税制等に関するテレビ会議において、現時点での考えとして農林水産省から「各都道府県への予算の配分は、機構を介して担い手に新規集積された面積に5万円/10aを乗じた額を交付し、各県において交付基準を作成(国の承認が必要)し、それぞれの協力金の配分を行う」との説明が行われました。各県の具体的な配分基準等は示されておらず、今後、各県で配分基準について検討を行い、国の承認を得ることになります。県の配分基準については、2月12日に開催される市町村等担当者会議により県から基準案を示し、市町村等の意見を聴き、決定することになっております。(詳細は次号報告)

3 農地中間管理事業審査会（1月）について

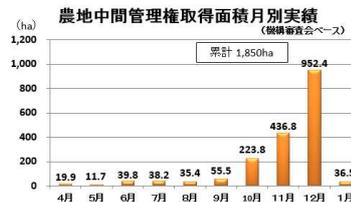
機構は、1月21日（木）に平成27年度13回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区5地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区5地区はいずれも昨年に引き続き、地区内で同意が得られた方の農地を追加で利用権を設定するものです。

また、今回は合意解約による機構からの貸付者変更も2.6haあり、担い手への農地の集約も着実に進んでいます。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区5地区
（日南市・小林市・西都市・新富町）
- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **2.0ha**
- ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（79名）
（都城市・えびの市・新富町・川南町・都農町）
- ・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 **34.5ha**

1月審査面積 36.5ha



4 県内での取組事例紹介（14）

第14回目は、北諸管内で取組んでいる農業法人等に対する事業推進について紹介します。本県の南西部に位置する北諸管内（都城市、三股町）は温暖な気候に恵まれ、本県でも有数の農業地帯です。部門別では、農業産出額の約8割を畜産部門が占めており全国でも有数の畜産地帯でもあります。また、茶や土もの野菜の栽培も盛んで、近年は農業法人等による大規模な契約栽培や加工・冷凍向け野菜等の栽培も増えてきています。

管内における農地利用の状況をみると、遊休農地や貸借可能な優良農地は限られており、規模拡大を行う農業法人等は管外の市町や隣県に優良農地を求め生産活動を行っています。

農地中間管理事業の推進にあたっては、地域の話し合いにより地域の中心経営体や今後の農地の出し手を明確にしていくことから始まりますが、畑地帯においては多様な農業経営体が多種多品目を作付けしており、地域での話し合いの機会を設けても十分な話し合いが進まないのが現状です。

機構駐在員は、昨年10月から年末にかけて市内の農業法人12社を戸別訪問し、農地中間管理事業の周知はもとより法人の農業経営や農地利用状況等について聞き取りを行いました。

その結果、「機構が行う農地集積・集約化は理想とする事業であるが、実際はあまり期待していない」という声が多く聞かれました。しかし、「分散している農地の集約ができるのであれば機構を活用したい」という声もほとんどの法人から聞かれたところです。

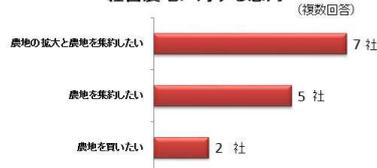
大規模経営を行っている農業者の分散している農地の集約化は共通する課題であり、連担する面的集積は困難でも、市町村や地域、集落単位での農地の集約は可能だと考えています。

まず、これら大規模経営を行っている農業法人等の農地を機構に預け替えしてもらい、機構が行う農地の再配分機能を活用し農地の集約を進めていくこととしています。このような農地が増えることによって、地域の話し合いのきっかけをつくり、地域としての取組につなげていけたらと考えています。

法人(12社)が経営する農地

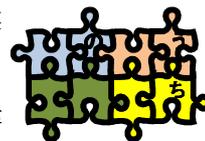


経営農地に対する意向 (複数回答)



<農地第一課より>

昨年11月に2015年の農林業センサス（速報値）が公表されました。本県の農業就業人口は4万4747人で、前回調査の10年から1万2329人減少しています。また、県内の農業就業人口のうち70歳以上は1万9660人で、全体の44%。40歳未満は、全体の7%に当たる3306人と、若い農業者の減少も進んでおり、生産基盤の衰退が深刻化していることが数字をみても顕著に表れています。今後10年先を考えると農業者が半減するといっても過言ではないかもしれません。現在、耕作されている農地が農業者のリタイア等で遊休農地になっていくことを現実問題としてとらえ対策を考えていかなければなりません。優良農地の継承を行うためにも機構事業の活用を検討してください。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210
 メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp